

仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付要綱

(平成23年5月31日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸建木造住宅の耐震化を促進し、もって震災に強いまちづくりを推進するため、戸建木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事をいう。
- 二 補助事業者 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- 三 補助事業 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- 四 その他改修工事 住宅の機能や性能の維持・向上を目的として住宅の全部又は一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事のうち、耐震改修工事と併せて行う耐震改修工事以外の工事で、これに要する費用が10万円以上のものをいう。

(補助対象建築物)

第3条 この補助金の対象となる建築物は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成16年5月18日都市整備局長決裁）第3条に定める建築物とする。

(補助の対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第4条に定める者で、同要綱第8条による補助金の交付の申請を行ったものとする。

(補助対象工事)

第5条 この補助金の交付対象となる工事は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第5条に定める工事であって、その他改修工事を伴うものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第5条に定める補助対象工事に要する経費とする。ただし、144万円を超える場合は144万円とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の115分の8以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10万円を上限とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、耐震改修工事が完了する前に仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付申請書に関係書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の申請が到達してから20日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 規則第6条の規定による決定の通知は、交付の決定については仙台市木造住宅耐震改修工事促進補助金交付決定通知書により、不交付の決定については仙台市木造住宅耐震改修工事促進補助金不交付決定通知書により行うものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、工事内容の変更（当初工事目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市木造住宅耐震改修工事促進補助金変更等承認申請書により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、仙台市木造住宅耐震改修工事促進補助金変更等承認通知書により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による取下げは、仙台市木造住宅耐震改修工事促進補助金交付取下書により行うものとする。

(完了報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金完了報告書により、補助事業完了の日から20日を経過した日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告書の内容の審査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に仙台市木造住宅耐震改修工事促進補助金額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市木造住宅耐震改修工事促進補助金請求書を、第9条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた会計年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第7条の補助金の交付を受けた場合、その他改修工事に対する経費を支払った後、速やかにそのことを証する書類の写しを市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しは、仙台市木造住宅耐震改修工事促進補助金交付決定取消通知書により行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の返還命令は、仙台市木造住宅耐震改修工事促進補助金返還命令書により行うものとする。

(調査に対する協力)

第17条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備等)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局建築宅地部長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から実施し、平成 23 年度分の補助金から適用する。
(平成 24 年度及び平成 25 年度におけるこの要綱の適用)
- 2 平成 24 年度及び平成 25 年度においては、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金に係る宮城県の予算が成立した場合にこの要綱を適用するものとする。

附 則 (平成 24 年 5 月 29 日改正)

この改正は、平成 24 年 6 月 1 日から実施し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成 25 年 4 月 22 日改正)

この改正は、平成 25 年 4 月 23 日から実施する。

附 則 (平成 26 年 3 月 26 日改正)

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
(平成 26 年度及び平成 27 年度におけるこの要綱の適用)
- 2 平成 26 年度及び平成 27 年度においては、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金に係る宮城県の予算が成立した場合にこの要綱を適用するものとする。

附 則 (平成 28 年 3 月 28 日改正)

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
(平成 28 年度におけるこの要綱の適用)
- 2 平成 28 年度においては、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金に係る宮城県の予算が成立した場合にこの要綱を適用するものとする。

附 則 (平成 28 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 30 年 4 月 1 日改正)

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 2 年 5 月 28 日改正)

- 1 この改正は、令和 2 年 6 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 7 年 3 月 31 日改正)

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。